

覺書

- 一、會社は將來社員に對し一様同に能度を以てりむみ罷業者たりし力故を以て不平等なる取扱をなすべからざる事
- 二、水崎忍治 新村覺衛 春永正直の三名はニリ際自決せしむる事（但し右三名に對する中きは調停者に一任すること）
- 三、調停要書が三項の八十圓は五月十日會社に調停者に提供し凡この手續完了と同時に調停者より罷業代表者に交付す
- 四、罷業者各負より會社に對し誓約書を提出すること其の文案等は調停者に於て作成し會社に於て印刷の上代表者に交付す
- 五、罷業團體の聲明書は調停者の同意を得て發表す
- 六、罷業團は現在執務中の社員一人に對して按指書を提出す